



議案第二号

三朝町山村組第七号の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町山村組第七号の設置及び管理に関する条例の一部を改正すること

とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十一条の規定に基づき、

議案の案文を次の通りとする。

昭和五十年一月十六日

三朝町長 村 成

昭和五拾年一月十六日 原案可決

三朝町議会議長 後田 積

三朝町条例第 号

三朝町山村開発促進法第二十の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例

三朝町山村開発促進法第二十の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第二十

号）の一部を次のように改正する。

この条例中「許可」を「承認」に改める。

別表中

別表（第3条関係）  
別表（第3条関係）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。